

保存樹木等管理助成

保存樹木など民有地の緑は、それぞれの所有者の方に管理していただいています。板橋区では、管理経費の一部を助成するなどのお手伝いをしています。これからも、地域のみなさんから愛される貴重な緑として将来にわたって保存していただくよう、助成制度をご活用ください。

1 管理経費助成（板橋区保存樹木等管理助成要綱）

年間管理に必要な経費の一部として助成します。

○保存樹木・・・1本あたり 年3,000円

○保存樹林、保存竹林・固定資産税及び都市計画税の1/2相当額 上限90万円

○保存生垣・・・1mあたり 年200円

2 剪定経費助成（板橋区保存樹木等管理助成要綱）

保存樹木の剪定（樹木医による診断等も含む）経費について半額を助成します。

ただし次の額を上限とします。

○幹周180cm未満・・・限度額 25,000円

○幹周180cm以上240cm未満・・・限度額 60,000円

○幹周240cm以上・・・限度額 100,000円

※一所有者あたり年間上限額は45万円です。

※同一樹木の申請は3年以上の経過が必要です。

3 工事助成（板橋区保存樹木等管理助成要綱）

保存樹木が幹折れ、落枝、幹腐れ等により周辺住家等に著しい影響を与える恐れのある場合、区が安全のために枯れ枝等の除去を行います。

4 賠償責任保険

保存樹木、保存樹林、保存竹林の管理上の不備などにより第三者に損害を与え、所有（管理）者が法律上の賠償責任を負った場合に適用する賠償責任保険に加入しています。保険料の負担や手続きは区が行います。万一の事故が発生した場合は、みどりと公園課までご連絡下さい。（事故の内容により支払対象外の場合もあります。）

連絡先 板橋区みどりと公園課みどり推進係 ☎ 03-3579-2533（直通）
FAX 03-3579-2547
〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1（本庁舎南館5階）